

南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う
工事用車両の通行等に関する変更確認書
(第7回)

南木曾町
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
東海旅客鉄道株式会社

南木曽町内における中央新幹線建設工事に伴う 工事用車両の通行等に関する変更確認書（第7回）

南木曽町（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「乙」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、「南木曽町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する確認書（令和2年8月20日付取交、令和3年2月16日、令和4年4月1日、令和5年2月13日、同10月13日、令和6年3月29日、令和7年2月12日付一部変更）」（以下「確認書」という。）について、確認書第9条第1項に基づき、その全文を以下の通り置き換える。

南木曽町（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「乙」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項（2019年8月21日締結）第3項に基づき、中央新幹線建設の施工主体である丙より委託された乙が工事施工する中央新幹線建設工事を行うにあたり乙が使用する車両（以下「工事用車両」という。）の通行等に関する事項について次のとおり確認する。ただし、土量1万立米未満の発生土を活用する甲または甲が認める者が事業主体となる事業に係る工事用車両の通行についてはこの限りではない。

（目的）

第1条 本確認書は、工事用車両の通行等に関する確認を行うことにより、工事用車両の通行による影響を低減させ、もって町内の交通安全の確保及び工事の円滑な施工を図ることを目的とする。

（通行経路）

第2条 工事用車両の通行経路（以下「通行経路」という。）は、別紙に示す範囲とする。ただし、特殊車両については、警察等と協議し、通行経路が決定したら関係する住民へ周知を図るものとする。

2 乙は、前項に定める通行経路を変更する場合は、事前に甲及び丙と調整の上、関係する住民への周知を図るものとする。

（安全対策）

第3条 乙は、一般車両及び歩行者等の安全を確保できるよう、必要な安全対策を施すものとする。

2 乙は、一般車両の通行を優先し、一般車両に不便をかけないように努めるものとする。

- 3 乙は、やむを得ず一部通行止めを必要とする場合及び第1項の安全対策を実施する場合は、予め甲及び関係する地区の地域振興協議会（以下「地域振興協議会」という。）等と調整するものとする。

（工事用車両の通行時間帯等）

第4条 通行経路における工事用車両（通勤車両・特殊車両等は除く）の通行時間は、午前7時から午後7時までを基本とする。

- 2 乙は、通学時間帯においては交通誘導員を配置するなど安全対策を徹底することとし、必要に応じて南木曾町教育委員会、南木曾小学校及び南木曾中学校、地域振興協議会等と工事用車両の通行時間等について調整するものとする。
- 3 工事用車両は、日曜日及びその他年末年始等の長期休暇期間は通行しないことを基本とし、その期間において工事用車両が通行する場合は、乙は事前に甲及び地域振興協議会等と調整し、関係する住民への周知を図るものとする。
- 4 通行経路において工事用車両の通行により、甲及び地区等の行事等に支障が生じることが予想される場合は、乙は甲に連絡し、乙は工事用車両の通行について配慮するものとする。

（配慮事項）

- 第5条 乙は、工事用車両の通行による渋滞等で生じる安全、環境、観光等への影響を低減するよう努めるものとし、支障が生じた場合は、甲と協議の上、速やかに対応するものとする。
- 2 工事用車両の通行に伴う第三者からの苦情等については、原則として乙が速やかに対応するものとし、甲、乙及び丙は当該苦情等に係る情報を共有するものとする。
- 3 工事用車両の通行に関する住民や関係者からお要望等については、甲、乙及び丙で対応を検討し、その結果対策の実施が必要と判断される場合は、乙又は丙が行うものとする。
- 4 乙は、必要に応じて地域振興協議会等と打合せの場を設け、工事の進捗状況等を説明するものとする。
- 5 乙は、工事の進捗状況及び休工日等について回覧等により住民に周知し、甲はこれに協力するものとする。

（道路維持の内容等）

- 第6条 乙は、中央新幹線建設工事に起因する土砂・粉塵等の飛散防止に努めるものとし、道路上にそれらの汚れが発生した場合は、乙の負担において路面清掃を行うものとする。

- 2 乙は、必要により除雪や融雪剤の散布を行う場合は、甲及び地域振興協議会の了承を得たうえで実施するものとする。
- 3 工事期間中及び完了時において、工事用車両の通行に起因する道路施設の損傷について、乙は甲と協議し、乙の負担において早期に復旧に努めるものとする。

(工事施工業者等への通知)

第7条 乙は、本確認書の内容を工事施工業者等に通知し、遵守させるものとする。

(確認書の有効期間)

第8条 本確認書の有効期間は、確認の日から乙の中央新幹線建設工事の完了報告の日までの期間、効力を有する。

(その他)

第9条 甲、乙及び丙は、発生土置き場への通行経路が決定した場合等、南木曽町内における中央新幹線建設工事の進捗により、必要に応じて本確認書の見直しを行うものとする。

- 2 本確認書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して対応するものとする。

本確認書を証するため、本書を3通作成し、甲・乙・丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年2月28日

甲 長野県木曽郡南木曽町読書 3668-1
南木曽町長

向井裕男



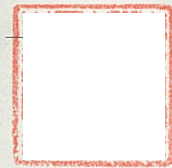
乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目5番11
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工事事務局長

奥原祐治

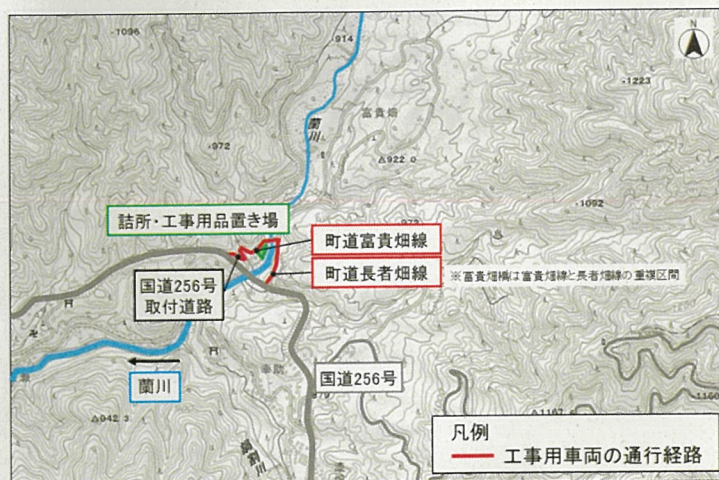
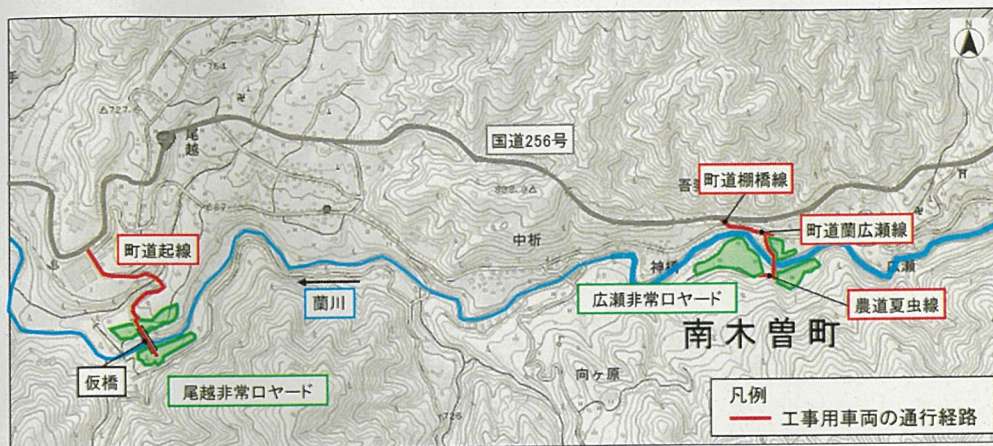


丙 長野県飯田市元町 5451 番地
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部 名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所長

小池



工事用車両の通行経路（町道起線及び町道棚橋線等）

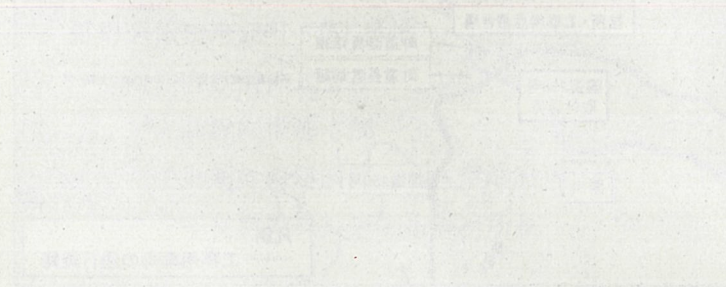


工事用車両の通行経路（町道十二兼線）





(第1回) 昭和10年度の国庫収入の概況



(第3回) 昭和10年度の国庫収入の概況

